

# 令和3年度生物多様性保全推進支援事業公募要領 (二次公募)

本要領は、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱（以下、交付要綱という。）等に基づき、令和3年度生物多様性保全推進支援事業（二次公募）の公募手続き等を定めたものです。

公募の対象事業、対象者、対象経費及び交付率等の各種要件や、応募書類の提出方法等の重要事項が記載されていますので、応募にあたっては必ず最後まで精読されるようお願いします。

応募にあたって疑義等がある場合は、十分な時間的余裕をもって、あらかじめ下記までお問合せください。

環境省自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室

TEL：03-5521-9108（内線 6667）

E-mail：[shizen-suishin@env.go.jp](mailto:shizen-suishin@env.go.jp)

※電子メールによる場合は、件名を「令和3年度支援事業応募問合せ」とし、回答先のご担当者のご所属・氏名及び連絡先を必ず記載してください。

## 目次

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
3. 公募対象事業	1
4. 公募対象者	2
5. 交付対象経費及び交付率等	4
6. 交付対象期間	6
7. 採択方法及び結果通知等	6
8. 応募書類及び提出方法	7
9. 採択後の手続き等（概要）	9
10. その他留意事項	10
11. スケジュール（予定）	10
12. 基本的な手続等の流れ	11
別表（審査基準関係）	12
応募申請書提出先	15

## 1. 事業の目的

地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域における先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全再生を着実に進めることにより自然共生社会づくりを推進する。

## 2. 事業の概要

地域における生物多様性の保全再生に資する取組等のうち、一定の要件を満たす事業に対して、必要な経費の一部を国が交付する。

## 3. 公募対象事業

国の生物多様性保全施策の観点から保全対策推進の必要性が高い事業であり、次の(1)～(7)に掲げる各交付対象事業のうち、いずれかに該当するものを対象とする。

交付対象事業	交付対象事業の内容
(1) 特定外来生物防除対策	特定外来生物又は外来生物法による規制を検討している外来生物（アカミミガメ、アメリカザリガニ）の調査及び防除等
(2) 重要生物多様性保護地域保全再生	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然公園法に基づく国立公園又は国定公園</li><li>・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域</li><li>・鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区</li><li>・ラムサール条約に基づくラムサール条約湿地</li><li>・世界遺産条約に基づく世界自然遺産</li><li>・ユネスコの人間と生物圏（MAB）計画に基づくユネスコエコパークにおける生物の生息環境の保全再生のための事業等</li></ul>
(3) 広域連携生態系ネットワーク構築	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく計画の策定又は当該計画に基づく事業であって生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
(4) 地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん（企業と地域・NPO 法人等とのマッチングを含む）、専門家の紹介等の取組等
(5) 国内希少野生動植物種生息域外保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
(6) 国内希少野生動植物種保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等

(7) 特定外来生物早期防除計画策定	地域に未侵入又は侵入初期の特定外来生物又は外来生物法による規制を検討している外来生物（アカミミガメ、アメリカザリガニ）の早期発見・防除の効果を高めるための地域計画策定、及びこれに必要な調査等 ただし、防除手法の実証試験については、前年度までに他自治体等により実施されたものと比較して発展的と認められない場合は交付の対象としない。なお、発展的と認められない場合とは、対象とする生物種の生態や地理的条件、気候的条件、侵入・拡散経路等の社会的要素等の条件が同等の状況下で成果が得られた防除手法を適用する場合をいう。
--------------------	---

ただし、次に該当する場合は、交付金の対象とならない。

- ① 地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業（他の助成金等と本事業による交付金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）
- ② 収益を目的とした事業
- ③ 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

#### 4. 公募対象者

公募の対象者は、次に示す交付対象事業ごとに定められた交付対象事業者のとおりとする。

交付対象事業	交付対象事業者
(1) 特定外来生物防除対策	地方公共団体、地域生物多様性協議会 <sup>※1</sup> （地方公共団体等 <sup>※2</sup> と、その他の主体で構成）
(2) 重要生物多様性保護地域保全再生 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築	地域生物多様性協議会
(4) 地域民間連携促進活動	地域連携保全活動支援センター又は同センターの設置を予定している地方公共団体
(5) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）の設置者又は管理者 <sup>※3</sup>
(6) 国内希少野生動植物種保全	地方公共団体、第三セクター、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有さない団体であって自然環境局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）  （地方公共団体以外の者が応募者である場合は、地方公共団体の長又は地方環境事務所長若しくは自然

	環境事務所長（以下「地方公共団体又は地方環境事務所等の長」という。）が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。）
(7) 特定外来生物早期防除計画策定	地方公共団体、地域生物多様性協議会

※1 地域生物多様性協議会（以下「協議会」という。）については、アからウの要件をすべて満たしていること。

ア 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。ただし、国の機関は協議会の会員に含まれないものとする。

イ 地方公共団体等の関与

地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、当該地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

ウ 規定等の整備

協議会の意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印等の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等が、協議会の設置規約及び会計処理規定等において適切に定められていること。

なお、応募申請の時点において協議会が未設立である場合は、交付申請までにアからウの要件をすべて満たす協議会を設立することを条件に、当該協議会の事務局を担う予定の地方公共団体等が代理して応募申請を行ってよいものとする。

※2 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であつて、それに代わる者として自然環境局長が承認した者とする。なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

※3 設置又は管理運営を行う地方公共団体、第三セクター、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は地方独立行政法人とする。

## 5. 交付対象経費及び交付率等

交付金を充てることのできる割合及び交付対象経費及び交付率は次のとおりとする。ただし、当該区分に係る実支出額が環境大臣の定める基準額より少ない場合は、その実支出額とする。

交付対象事業	交付対象経費	基準額	交付率
(1) 特定外来生物防除対策 (2) 重要生物多様性保護 地域保全再生 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築	交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他	大臣が承認した額	1 / 2 以内
(4) 地域民間連携促進活動	交付金事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、その他		1 種につき 200 万円を上限とする定額
(5) 国内希少野生動植物種 生息域外保全			①分布状況調査及び保全計画検討（初年のみ）については 250 万円を上限とする定額 ②生息環境改善等については 150 万円を上限とする定額 なお、①及び②を同じ年度に実施する場合においても 250 万円を上限とする定額とする。
(6) 国内希少野生動植物種 保全			
(7) 特定外来生物早期防 除計画策定			定額（1 種につき 250 万円を上限とする）

また、交付対象となる各経費区分の内容については、次のとおりとする。

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払いに要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務 <sup>※1</sup> の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事 <sup>※2</sup> 請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他 <sup>※3</sup>	その他事業に必要な経費で、自然環境局長が承認した経費。

※1 道路・建築物等の恒久的な施設整備に係る設計、施工及び維持管理等に係るものは対象外。

※2 概ね人力や軽機材によって施工可能な軽易・仮設的な工作物の設置をいう。

※3 実質的に経費区分1～12のいずれかに合致する経費については、本経費区分を充てず、経費区分1～12のそれぞれによって計上すること。

## 6. 交付対象期間

交付対象となる事業の期間は、交付対象事業ごとに、次のとおりとする。

交付対象事業	事業期間
(1) 特定外来生物防除対策 (2) 重要生物多様性保護地域保全再生 (3) 広域連携生態系ネットワーク構築 (4) 地域民間連携促進活動	原則2年間以内とする。ただし、2年目が終了する時点において、地域における活動体制の更なる強化や、事業効果の著しい増進が見込まれる等、継続の必要が高いと認められる場合は、1年間事業期間を延伸することができる。
(5) 国内希少野生動植物種生息域外保全 (6) 国内希少野生動植物種保全	原則3年間以内とする。
(7) 特定外来生物早期防除計画策定	原則1年間とする。ただし、1年目が終了する時点において、地域における活動体制の更なる強化や、事業効果の著しい増進が見込まれる等、継続の必要が高いと認められる場合は、1年間事業期間を延伸することができる。

## 7. 採択の方法及び結果の通知等

### (1) 採択の方法

応募書類の記載内容をもとに、事業要件への該否等を確認のうえで書類選考を行い、環境省が設置する「生物多様性保全推進支援事業審査委員会」において、別表に示す基準に沿って審査し、予算の状況等も踏まえて採択事業を選定する。当該審査に当たっては、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を応募申請者に求める場合がある。

なお、事業内容や予算の状況等によっては、一定の条件を伴う採択や、要望額に満たない交付額を前提とした採択となる場合がある。

### (2) 結果の通知及び公表

採択事業が決定したのち速やかに、環境省から各応募申請者あてに、当該審査結果を記載した内示通知書を送付する。

なお、採択した事業については、事業名、応募申請者（団体）名及び事業実施予定期間を環境省ウェブサイトにおいて公表する。また、採択した事業の概要についても、当該事業の実施及び生物多様性保全上の支障とならない範囲で、環境省ウェブサイト等において公表する場合がある。

## 8. 応募書類及び提出方法

### (1) 応募書類

#### 1) 応募申請書

応募申請書様式1及び2(※)に必要な事項をもれなく記載する。押印は不要とするが、申請書の真正性の担保のため、以下のいずれかの方法により申請すること。

- ・ 応募申請書1ページ目に当該申請に係る責任者・担当者及び連絡先を記載する。
- ・ 電子署名法が適用される任意の電子署名を申請書に付すこと。なお、電子署名を付す場合は、申請書の提出前に環境省生物多様性主流化室と電子証明書の有効性の確認可否等につき調整をすること。
- ・ 上記による対応が難しい場合は、押印のされた申請書(紙媒体)を提出することも可とする。

(※) 応募申請書様式2は、採択事業の紹介等のため、環境省ウェブサイト等で公開されることがあるので、公開できない情報を記載しないよう留意すること。

#### 2) 添付書類

##### ① 地域生物多様性協議会が応募申請者である場合

- ・ 当該協議会の設置規約、会計処理規定及び会員名簿を提出すること。  
なお、応募申請時点において当該協議会が未設置である場合は、交付申請までに当該協議会を設置するとともに、これらの文書を提出することとする。
- ・ 当該協議会の事務局運営及び会計処理に地方公共団体が関与しない予定である場合は、上記に加え、事務局運営及び会計処理を主担する予定の団体の定款、寄付行為、又は設置規定等(以下、定款等という。)、財務状況を示す資料及び活動状況を示す資料を提出すること。

##### ② 交付対象事業(2)に該当する事業として応募する場合

- ・ 当該事業の実施区域及び、3.の要件に該当する保護地域との位置関係を示した図面(両区域の全体が把握できるよう、縮尺や図幅を調整したもの)を提出すること。

##### ③ 交付対象事業(6)に該当する事業として応募する場合

- ・ 地方公共団体以外の者が応募申請者である場合は、応募申請を行う前に当該事業の実施区域に係る地方公共団体又は地方環境事務所等と調整し、様式3による確認文書が地方公共団体又は地方環境事務所等の長から別途提出されること。
- ・ 法人格を有さない団体が応募申請者である場合は、上記に加え、当該団体の定款等、財務状況を示す資料及び活動状況を示す資料を提出すること。

##### ④ その他

- ・ 応募内容等の説明に他の資料を要する場合は、適宜添付すること。



## (2) 提出方法

### ①電子メールにより提出する場合

応募書類の電子ファイルを下記により送付する。

#### 1) 電子ファイル提出先

[shizen-suishin@env.go.jp](mailto:shizen-suishin@env.go.jp) (環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室)

#### 2) メール の 件名

「R3 年度支援事業応募申請 (応募申請者名)」 とすること。

#### 3) 電子ファイルの形式

下記のいずれか とすること。なお、いずれの形式であっても、ファイルサイズの圧縮に配慮すること。

- ・PDF 形式 (印刷が可能な設定 とすること。加えて、応募申請書様式 1 及び様式 2 については、編集ソフトから直接 PDF に変換し、文章のコピーが可能な設定 とすること。)
- ・Microsoft 社 Office で展開可能な形式 (.docx、.pptx 等) 又は JustSystems 社一太郎で展開可能な形式 (.jtd 等)

### ②書面 (紙媒体) により提出する場合

郵送または持参により、応募者の事業対象地域を所管する各地方環境事務所等 (別添「提出先一覧」参照) に 2 部提出する。加えて、別途電子メールにて応募書類の電子ファイルを上記により送付する。

## (3) 応募書類の受付期間

令和 3 年 9 月 17 日 (金) から 10 月 20 日 (水) 17 時まで

受付期間より後に到着した書類については、応募書類として受け付けない。ただし、当該遅延が以下による場合についてはその限りではない。

- 1) 環境省側の事情に起因する場合
- 2) 自然災害等の応募申請者の責に因らない事由に起因するもので、かつ審査・採択事務のスケジュール上許容できる場合

## (4) その他

- 1) 申請内容が 3. 又は 4. で定めた要件に合致しない場合は、当該応募申請を無効とする。
- 2) 申請内容に対する疑義照会や、書類の不備に対する補正等に速やかに応じない場合は、当該応募申請を無効とすることがある。
- 3) 応募申請書の提出後に、当該申請を取り下げの場合は、速やかにその旨を記載した書面を自然環境局長あて提出すること。

## 9. 採択後の手続き等（概要）

### （1）交付申請書の提出

交付金事業の実施に先立って、交付決定を受ける必要がある。採択の通知を受けた者は、原則として当該通知があった日から1か月以内に交付申請書（交付要綱別記様式第1号）を提出し、交付決定の手続きを開始すること。交付決定を受ける前に実施した事業は、原則として交付金の交付対象とはならないので留意されたい。

交付決定にあたっては、交付要綱に基づき更に詳細な審査が行われる。なお、複数年にわたる事業であっても、交付決定の手続きを毎年度行う必要がある。

なお、採択後に事業の実施を断念し、交付申請を行わないこととした場合は、速やかにその旨を記載した書面を自然環境局長に提出すること。

### （2）交付決定前着手届の提出

交付決定の前に実施する事業は、原則として交付金の交付対象とはならないが、交付要綱第12条に基づいて、あらかじめ生物多様性保全推進支援交付金交付決定前着手届（交付要綱別記様式第5号）を提出した場合は、その限りではない。ただし、当該届の提出にあたっては、事業着手前に環境省と調整を図る必要がある。なお、理由等の如何によっては、当該届が認められないことがある。

### （3）実績報告書及び精算払請求書の提出

交付事業者は、交付金事業が完了したのち、事業の成果や経費の執行実績を記載した実績報告書（交付要綱別記様式第10号）を提出する。環境省は当該報告書を審査したうえで、交付額として認められた額を交付事業者に通知するので、交付事業者はこれに沿って精算払請求書（交付要綱別記様式第11号）を提出する。交付金は当該請求書の提出後に支払われる。

### （4）概算払請求書の提出

精算払に依りがたい場合については、交付決定の後に、環境省と調整したうえで、概算払請求書（交付要綱別記様式第11号）を提出し、概算払を受けることができる。

### （5）事業計画の変更承認申請書等の提出

交付決定の後に事業計画又は費目間の経費配分を変更する場合は交付要綱別記様式第6号により、交付金事業を中止又は廃止する場合は交付要綱別記様式第7号により、あらかじめその承認に係る申請書を提出し、承認を受ける必要がある。また、事業計画の変更等に伴い交付対象経費が変更される場合は、変更交付申請書（交付要綱別記様式第2号）を提出し、変更交付決定を受ける必要がある。

### （6）交付決定の取消

交付金を交付金事業以外の用途に用いる等、不正その他不適当な行為を行った場合等にあつては、交付決定を取消し、交付金を支払わないこと又は支払い済みの交付金の返還を求めることがある。

## 10. その他留意事項

(1) 応募にあたっては、本要領の他、以下に示す関連資料を参照し、所要の手続き及び基本的な事務等について確認されたい。

- ・ 生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）交付要綱
- ・ 生物多様性保全推進支援事業応募申請書記載例  
(<http://www.env.go.jp/press/109954.html>)
- ・ 生物多様性保全推進支援事業事務手続きの手引き（令和2年度版）  
([http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/hozen/R2\\_manual.pdf](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/R2_manual.pdf))
- ・ 同手引き附録 Q&A（令和2年度版）  
([http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/hozen/R1\\_qa.pdf](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/R1_qa.pdf))
- ・ 環境省所管の補助金等に係る事務処理手引  
([http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804\\_160323set.pdf](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf))

## 11. スケジュール(予定)

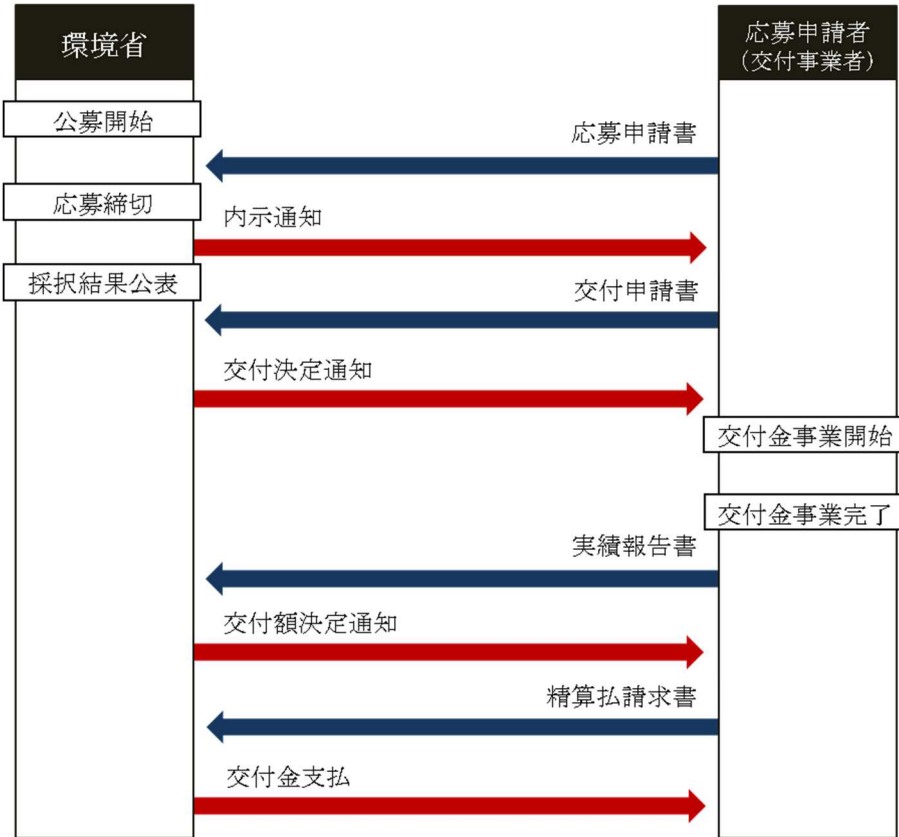
- 9月17日： 公募開始
- 10月20日： 応募申請書提出締切  
内容確認・審査開始
- 12月中旬頃： 採択事業の内示・公表

※審査及び採択事業の決定に要する期間は、応募申請の提出締切から1か月程度を見込むが、応募件数等によって変動する可能性がある。

※内示後、交付決定の手続きが行われた後、事業開始が可能となる。（交付申請書提出後おおよそ1か月程度の見込み）

## 12. 手続等の流れ

基本的な手続の流れは下図のとおりである。



別表（審査基準関係）

項目	交付対象事業	加点要素	備考等
1. 環境省主要施策との関連	全て	・交付金事業の実施地域に係る地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動計画又は地域自然資産法に基づく地域計画を策定しており、これらの計画に基づいた活動が実施されること。	原則として応募申請書の項目 8. における記載に基づき評価
	全て	・交付金事業の実施地域において生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターが設置されており、当該センターの支援による多様な主体の連携が図られていること。	原則として応募申請書の項目 8. における記載に基づき評価
	全て	・交付金事業の実施地域において自然再生推進法に基づく全体構想及び事業実施計画が策定されており、関連した活動が実施されていること。	原則として応募申請書の項目 8. における記載に基づき評価
	(5)	・種の保存法に基づく認定を受けた動植物園等が事業実施者であること。	原則として応募申請書の項目 13. における記載に基づき評価
	(5) (6)	・種の保存法に基づく確認又は認定を受けた保護増殖事業として実施する活動であること。	原則として応募申請書の項目 13. における記載に基づき評価
	(5) (6)	・環境省や地方公共団体との協定など、公的な位置づけのある活動であること。	原則として応募申請書の項目 13. における記載に基づき評価
	(6)	・種の保存法に基づく生息地等保護区（条例による類似の制度を含む）における活動が含まれていること。	原則として応募申請書の項目 2. における記載に基づき評価
	(5)以外 全て	・第 5 次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ※ 1 や Eco-DRR※ 2 の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。	原則として応募申請書の項目 7. 及び 9. における記載に基づき評価
	全て	・その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等※ 3 に基づく活動であること。	原則として応募申請書の項目 8. における記載に基づき評価
	全て	・交付金事業の実施にあたり、CO2 排出係数の低い電力、CO2 排出量の少ない車両や機器、バイオマス燃料の使用他、CO2 排出量の削減に資する取組が実施されること。	原則として応募申請書の項目 7. における記載に基づき評価

<u>2. 実施の 確実性及び 活動の効果</u>	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動対象地域の現状や問題点を具体的かつ十分に把握していること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目9.における記載に基づき評価
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の生物多様性保全上の目的が明確であり、当該目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適切に設定されていること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目11.における記載に基づき評価
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の目的及び上記で設定した目標を達成する手段が明確になっていること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目7.及び10.における記載に基づき評価
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費が活動内容及び期待される効果等に照らして、適切であること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目5.、6.、10.及び11.における記載に基づき評価
<u>3. 活動の広 範性</u>	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組内容に先進性、モデル性が認められ、その成果が全国的に波及することが期待されること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目7.及び10.における記載に基づき評価
	(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の国内希少野生動植物種を対象とした活動であること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目4.における記載に基づき評価
<u>4. 活動の継 続性及び発 展性</u>	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金事業終了後においても、活動実施体制の維持や一定の予算措置が予定されているなど、活動の継続性が高いと見込まれること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目12.における記載に基づき評価
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根ざした団体であること、または地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目12.における記載に基づき評価
<u>5. 活動の必 要性</u>	(1) (2) (3) (6) (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性保全上重要な地域（重要里地里山※4、重要湿地※5、重要海域※6、特定植物群落※7等）における活動が含まれていること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目13.における記載に基づき評価
	(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内希少野生動植物種の生息域内保全への貢献に関する具体的な内容が含まれていること。</li> </ul>	原則として応募申請書の項目11.における記載に基づき評価
	(5) (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対策の緊急性や対策の実施状況を鑑み、特に保全を進めることが望ましい国内希少野生動植物種であること。</li> </ul>	全国的な生息・生育状況や種の特性、対策実施状況等を踏まえ評価
	(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除の緊急性が高く、防除計画策定の効果が強く発揮される外来生物を対象としていること。</li> </ul>	全国的な生息・生育状況や種の特性を踏まえ評価

なお、これらの加点要素に該当する実態があったとしても、応募申請書中にその旨の記載がなければ、該当しないものと判断する場合がありますので、留意されたい。

※1 グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法

※2 Eco-DRR

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災

※3 その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等は以下のとおり

法律	計画等
自然公園法	生態系維持回復事業計画（第38条）（国定公園のみ） 生態系維持回復事業実施計画（第39、41条）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第15条の6、9） 風景地保護協定（第43、45条）
自然環境保全法	生態系維持回復事業実施計画（第30条の3関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第30条の4）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保護増殖事業計画（第45条）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	防除実施計画（第18条関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第23条）

※4 重要里地里山

環境省が選定した「生物多様性保全上重要な里地里山」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>

※5 重要湿地

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」のことであり、箇所等については下記から確認できる

[http://www.env.go.jp/nature/important\\_wetland/index.html](http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html)

※6 重要海域

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>

※7 特定植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査により選定された、学術上重要な群落や保護を要する群落のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

## 応募申請書提出先一覧

### ■北海道

#### ◇北海道地方環境事務所

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

#### ◇釧路自然環境事務所（うち道東地方（オホーツク・釧路・根室（総合）振興局の区域等））

〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4F

### ■東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

#### ◇東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

（管轄区域の特例）※

○新潟県に係る磐梯朝日国立公園の区域

○新潟県に係る国指定大鳥朝日鳥獣保護区の区域

### ■関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）

#### ◇関東地方環境事務所

〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

（管轄区域の特例）※

○福島県に係る日光国立公園及び尾瀬国立公園の区域

○長野県に係る秩父多摩甲斐国立公園及び南アルプス国立公園の区域

### ■中部地方

#### ◇中部地方環境事務所（石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

#### ◇信越自然環境事務所（富山県、長野県）

〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎

（管轄区域の特例）※

○群馬県に係る上信越高原国立公園の区域

○新潟県に係る上信越高原国立公園及び中部山岳国立公園の区域

○群馬県に係る国指定浅間鳥獣保護区の区域

### ■近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

#### ◇近畿地方環境事務所

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号桜ノ宮合同庁舎4階(旧称 近畿中国森林管理局)

（管轄区域の特例）※

○三重県に係る吉野熊野国立公園に係る区域

○鳥取県に係る山陰海岸国立公園の区域

○三重県に係る国指定大台山系鳥獣保護区の区域

### ■中国四国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

#### ◇中国四国地方環境事務所

〒700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11F

### ■九州地方



- ◇九州地方環境事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(奄美群島を除く)）  
〒860-0047 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4F
- ◇沖縄奄美自然環境事務所（鹿児島県（うち奄美群島）、沖縄県）  
〒900-0022 那覇市樋川 1丁目 15番 15号 那覇第一地方合同庁舎 1F

※ 国立公園及び国指定鳥獣保護区にかかる事業のうち、「管轄区域の特例」に該当する場合は、当該区域を管轄する事務所にご提出ください。  
なお、複数の地方環境事務所の管轄区域にわたる広域的な事業の場合は、あらかじめ環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室までお問い合わせください。